

一般社団法人ねっとワーキング 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人ねっとワーキングという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都足立区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、障がい特性のある子どもを持つ家族や養育者が地域でネットワークを築き、同じく障がい特性のある子どもを持つ家族や養育者または障がい特性のある者を支えるための相談、情報、集いの場、学習機会、余暇活動、子育て及び家事支援の提供と、障がい理解の啓発活動を行い、社会生活の中で足りない基盤を創出して、障がい特性を受け入れながら、自立した生活を楽しむために寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ペアレント・メンター事業
- (2) 子育て支援や家事支援・学習支援などの家庭支援事業
- (3) 障がいの啓発などの講演会や勉強会への講師派遣事業
- (4) 集いの場、及び余暇活動の場を提供するための事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 この法人は理事会及び監事を置く。

第2章 社員及び会員

(会員の種類及び社員)

第7条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 一般会員 この法人のサービスの提供・利用を主とする個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第8条 この法人への入会は、会員の種類ごとに次の方法によるものとする。

- (1) 正会員 正会員2名以上の推薦を得た上で、入会申込書を提出し、理事会の審議を経て、代表理事の承認を得るものとする。
- (2) 一般会員及び賛助会員 入会申込書を提出し、代表理事の承認を得るものとする。

(会費)

第9条 会員は、会員の種類に応じて、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第10条 会員は理事のいずれかに対し、文書または口頭で退会を申し出ることにより、退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、社員総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、事前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の規定により退会したとき

- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 第11条の規定により除名されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 この法人の社員総会は社員たるすべての正会員をもって構成する。

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は次項により開催する。なお、社員総会は正会員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に定めがある場合を除き、理事会の決議を経て、会期の14日前までに代表理事が招集する。

(議長及び副議長)

第17条 社員総会に出席した正会員の中から議長1名を選出し、また必要に応じて副議長1名を同様に選出することができる。

(書 記)

第18条 社員総会に出席した正会員の中から書記を1名選出し、議事録を作成する。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1票とする。

(決 議)

第20条 社員総会の決議は、法令または本定款に定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会の決議事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告
- (2) 決算報告
- (3) 役員の改選（改選を要するときに限る。）
- (4) 事業計画案
- (5) 予算案
- (6) その他必要な事項

3 前2項の規定にかかわらず、次の事項は特別決議を要し、出席した正会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 第11条による会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(代 理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、議案について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 代理人の出席は、正会員の出席とみなす。

(開催等の特例)

第22条 感染症まん延等のやむを得ない事情により、通常の実行に支障が生じるおそれがあるときは、理事会の決議を経て、社員総会は、電子会議等の方法によって開催することができ、また、これを併用することができるものとし、さらに、必要に応じて、書面（電子メール等を含む電磁的方法を含む。以下、同じ。）による通知及び評決等を利用して開催に代え、併せて書面による議決権の行使を認めるものとする。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第4章 役員

(設置及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち2名以内を代表理事とし、1名以上2名以内を副代表理事とする。

(選 任)

第25条 理事及び監事は社員総会の決議により選出する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議により選定する。

(理事の職務権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 監事は、理事の業務執行の状況を監査し、この法人の財産の状況を監査する。

5 代表理事、副代表理事は、理事会において、自己の職務の執行の状況を報告する。

(任期等)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員により就任した理事の任期は、それぞれの前任者または他の現任者の任期の残存期間とする。

3 補欠により就任した監事の任期は前任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、第24条第1項の定数が欠けた場合には、辞任または任期満了

後においても、後任者が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、第11条第2項の規定を準用する。

(報酬等)

第29条 役員の報酬、賞与その他職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益については、別に定める。

第5章 顧問及び相談役

(設置及び定数)

第30条 この法人は、必要に応じて顧問及び相談役をそれぞれ若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役の職務は、次のとおりとする。

- (1) 顧問は、その専門的見地から必要に応じて助言等を行うものとする。
- (2) 相談役は、当法人の役員等を退いた者が、経験等に基づき、必要に応じて法人運営等の相談に応じるものとする。

3 顧問及び相談役の報酬その他職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益については、別に定める。

第6章 理事会

(構 成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 各理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- (4) 規則等の制定・改廃等
- (5) その他、必要な事項

(開 催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とし、理事の過半数の出席がなければ開催することはできない。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招 集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故あるときは、副代表理事が理事会を招集する。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規程にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 理事会の招集及び開催の特例等については、第16条及び第22条の規定を準用する。この場合、「社員総会」を「理事会」、「正会員」を「理事」とそれぞれ読み替え、また第16条の「理事会の決議を経て」を削除し、「会期の14日前までに」を「会期の3日前までに」と改め、第22条の「理事会の決議を経て」を削除する。

(決議事項) 理事会では次の事項を決議する。

第36条 (1) 総会に上程する事項

(2) 当法人の業務執行に係る事項

(3) 当法人の規則等の制定・改廃

(4) その他、必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、総会の特別決議を要する次の事項に係

る決議については、第20条第3項の規定を準用する。この場合は、「正会員」を「理事」と読み替えるものとする。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(議長及び書記)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故あるときは、副代表理事がこれに代わるものとする。

- 2 理事会の書記については第18条の規定を準用する。この場合、「社員総会」を「理事会」、「正会員」を「理事」と読み替えるものとする。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印または署名する。

第7章 基金

(基金の拠出)

第39条 この法人は、会員または第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第40条 基金の返還手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を清算人が別に定めるものとする。

第8章 資産及び計算

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告及びその付属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書

(剰余金の分配の禁止)

第43条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解 散)

第45条 この法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたとき（構成員である社員が存在しなくなった場合）
- (3) 合併（合併によりこの法人が消滅する場合）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人または特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る）に贈与する。

第10章 事務局

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長1名及び所要の事務職員を若干名置くことができる。

- 3 事務局長及び事務職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に必要な事項並びに事務局長及び事務職員の報酬その他職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益については、理事会の決議により、別に定める。

第 1 1 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第 4 8 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

- 第 4 9 条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 1 2 章 附則

(最初の事業年度)

- 第 5 0 条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成 2 8 年 3 月末日までとする。

(設立時役員)

- 第 5 1 条 この法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時理事	日笠	よう子
設立時理事	町田	彰秀
設立時理事	平谷	久美子
設立時理事	宮地	正治
設立時監事	橋本	和子
設立時代表理事	日笠	よう子
設立時副代表理事	町田	彰秀
設立時副代表理事	平谷	久美子

(設立時社員)

第52条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都足立区青井三丁目7番19号

日笠 よう子

東京都足立区梅田二丁目21番12号

町田 彰秀

東京都足立区青井三丁目7番24号

平谷 久美子

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ねっとワーキング設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成27年11月15日

設立時社員 日笠 よう子

設立時社員 町田 彰秀

設立時社員 平谷 久美子

附則 本定款は、令和4年5月21日から施行する。